

別紙 1

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）審査基準（申請に対する処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
501	社会福祉法人に対する助成	社会福祉法（昭和26年法律第45号）	第58条第1項	×ア	30日	保健福祉課社会福祉係	
502	児童手当の受給資格・手当額の認定	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第7条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
503	児童手当の額の認定	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第9条	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
504	養育医療の給付	母子保健法（昭和40年法律第141号）	第20条第1項	×ア	5日	保健福祉課健康づくり係	
505	障害年金等の給付	予防接種法（昭和23年法律第68号）	第15条第1項	×ア	60日	保健福祉課健康づくり係	
506	介護給付費等の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第19条第1項	×ア	30日	保健福祉課障害福祉係	
507	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第24条第1項	×ア	15日	保健福祉課障害福祉係	
508	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第29条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
509	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第30条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
510	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第31条	×ア	30日	保健福祉課障害福祉係	
511	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第34条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
512	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第35条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
513	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第52条第1項	×ア	30日	保健福祉課障害福祉係	
514	自立支援医療費の支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第56条第1項	×ア	15日	保健福祉課障害福祉係	
515	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第58条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
516	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第70条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
517	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	第76条第1項	×ア	40日	保健福祉課障害福祉係	
518	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）	第16条	×ア	30日	保健福祉課障害福祉係	
519	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）	第33条第1項	×ア	30日	保健福祉課障害福祉係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
520	被保険者証の交付	介護保険法（平成9年法律第123号）	第12条第3項	×ア	7日	保健福祉課介護保険係	
521	要介護認定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第27条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
522	要介護認定の更新	介護保険法（平成9年法律第123号）	第28条第2項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
523	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第29条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
524	要支援認定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第32条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
525	要支援認定の更新	介護保険法（平成9年法律第123号）	第33条第2項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
526	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第33条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
527	居宅介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第41条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
528	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第42条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
529	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第44条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
530	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第45条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
531	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第46条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
532	施設介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第48条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
533	高額介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第51条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
534	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第51条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
535	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第51条の3第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
536	介護予防サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第53条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
537	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第54条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
538	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第56条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
539	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第57条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
540	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第58条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
541	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第61条第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備 考
542	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第61条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
543	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法（平成9年法律第123号）	第61条の3第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
544	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第78条の2第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
545	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新	介護保険法（平成9年法律第123号）	第78条の12	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
546	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の12第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
547	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の21	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
548	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の22第1項	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
549	指定介護予防支援事業者の指定の更新	介護保険法（平成9年法律第123号）	第115条の31	×ア	30日	保健福祉課介護保険係	
550	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	第27条第1項	×ア	7日	保健福祉課介護保険係	
551	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	第83条の6	×ア	7日	保健福祉課介護保険係	
552	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	第83条の6第7項	×ア	7日	保健福祉課介護保険係	
553	子どものための教育・保育給付の認定	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第20条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
554	施設型給付費の支給	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第27条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
555	特例施設型給付費の支給	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第28条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
556	地域型保育給付費等の支給	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第29条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
557	特例地域型保育給付費等の支給	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第30条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
558	特定教育・保育施設の確認	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第31条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	
559	特定地域型保育事業者の確認	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）	第43条第1項	×ア	30日	保健福祉課児童福祉係	

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 審査基準を設定している。
 - ②「×」 審査基準を設定していない
- ア：審査基準が法令の定め尽くされているもの
イ：申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの